

国空首都第107号

令和2年1月17日

大田区長 殿。



国土交通省航空局長

機能強化後の東京国際空港の運用について（回答）

日頃より、東京国際空港の運用につき、ご理解、ご協力を賜り、感謝申し上げます。

令和2年3月に東京国際空港において新飛行経路の運用を開始し、国際線の増便を図ることに伴い、令和元年11月29日付31空空発第10412号「機能強化後の東京国際空港の運用」に対する回答について」に関する各事項については、下記のとおり実施しますので、引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 離着陸ルート

- (1) 深夜早朝時間帯における離着陸ルートにあっては、国際線、国内線とともに全て海上経由とし、大田区上空を飛行するルートは設定しない。
- (2) 昼間時間帯及び深夜早朝時間帯における離着陸ルートについては、別紙1のとおり。

2. 昼間時間帯（6時～23時）における滑走路運用等について

- (1) 北風運用時B滑走路を民航ジェット機の離陸に使用する場合は、C滑走路又はD滑走路が閉鎖等により使用できない場合とする。
- (2) 昼間時間帯における滑走路使用方法については、別紙2のとおり。

3. 深夜早朝時間帯（23時～6時）における滑走路運用等について

- (1) 原則としてC滑走路及びD滑走路を使用する。
- (2) A滑走路又はB滑走路を使用する場合は、C滑走路又はD滑走路が閉鎖等により使用できない場合に限り使用する。
- (3) C滑走路及びD滑走路の定例メンテナンスは同時に行わない。
- (4) A滑走路又はB滑走路を着陸に使用する場合は、安全に支障のない範囲でアイドルリバースとする。
- (5) 深夜早朝時間帯における着陸復行は、C滑走路南側からの着陸及びA滑走路南側からの着陸については右旋回とし、D滑走路東側からの着陸及びB滑走路東側からの着陸については左旋回とする。

- (6) 深夜早朝時間帯における発着回数は、1日最大112回とし、1時間の発着回数は、現行回数を基本としつつ、離着陸合わせて最大20回とする。
- (7) 深夜早朝時間帯における滑走路使用方法については、別紙2のとおり。

4. KAMAT 経由西行きルートについて

- (1) 離陸後の上昇飛行は、基本的に標準的な出発コースに沿って、これを大きく外すことのないよう飛行させる。
- (2) KAMAT ポイント上空においては9,000フィート以上を遵守し、可能な限り高い高度の確保に努める。
- (3) 出発機に係る方面別滑走路運用パターンについては、別紙3のとおり。

5. 大田区との協議

1から4までに掲げる事項（別紙1及び別紙3の経路については、大田区に関連する部分に限る。）を変更しようとする場合は、大田区と協議する。

6. 大田区への報告

- (1) 2(1)に規定する運航を行ったときは、運航した機材、便名、時刻及び風向風速のデータを毎月大田区に提示する。
- (2) 3に關し、A滑走路又はB滑走路を使用したとき及びC滑走路を北向き離陸に使用したときは、運航した機材、便名、時刻、騒音値及びこれらの滑走路を使用した理由（ただし、理由については別紙2 2. ア(2)に該当するものを除く。）を毎月大田区に提示する。
- (3) A滑走路南側からの着陸復行において左旋回したとき及びB滑走路東側からの着陸復行において右旋回したときは、運航した機材、便名、発生時刻及び着陸復行した理由を速やかに大田区に提示する。なお、騒音値については、航空局設置の固定測定点において測定できたデータを、各月毎にまとめて翌々月までに提示する。
- (4) 新飛行経路による南風運用を行ったときは、運航した機材、便名、最大騒音値測定時刻、騒音値について、毎月大田区に提示する。なお、個別の騒音値については、必要に応じて調査し、提示する。
- (5) 東京国際空港及び空港周辺における航空機事故、重大インシデント及びイレギュラーな運航等が発生したときは、可能な限り速やかに情報提供する。
- (6) KAMAT 経由西行きルートに關し、ダイヤ改正等により便数に変動があるときは、その都度、行き先及び1日の便数を大田区に提示する。

7. 空港周辺環境への配慮

- (1) 機能強化後の東京国際空港の運用にあたっては、周辺環境への配慮を十分に行い、航空機の運航による騒音及び安全の問題が生じているとして大田区から指摘

があった場合は、誠意をもって対応する。

- (2) 騒音対策区域の見直しにあたっては、機能強化後の騒音実態を十分調査した上で、大田区に十分な説明を行うこととする。

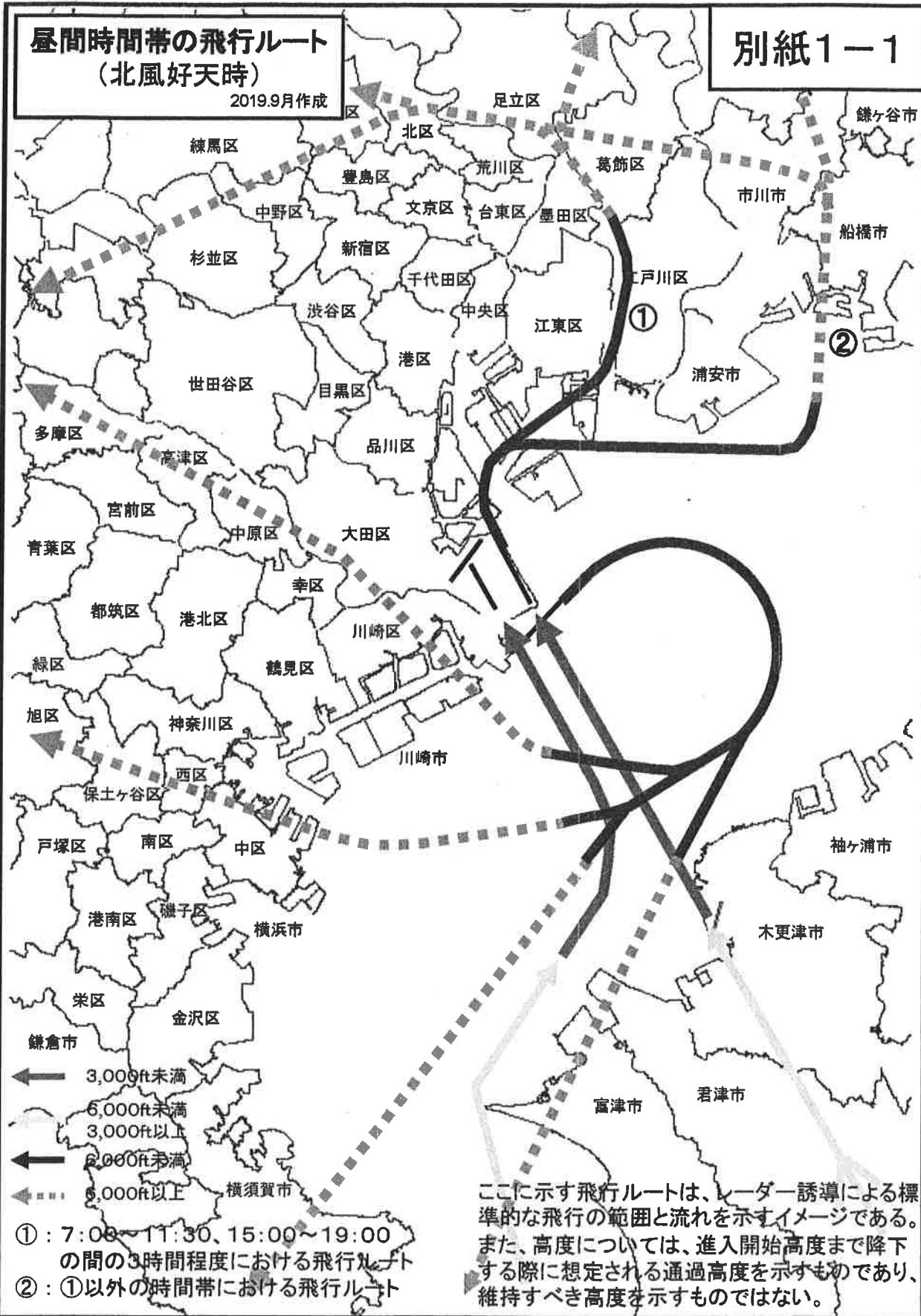
8. その他

機能強化後の東京国際空港の運用については、今後は、本文書に基づき運用するとともに、平成 22 年 5 月 14 日付国空環第 11 号「「D 滑走路供用後の東京国際空港の運用について」に対する回答について（回答）」ならびに平成 24 年 10 月 10 日付国空環第 66 号「C 滑走路南伸後の東京国際空港の運用について」を廃止することとする。

昼間時間帯の飛行ルート
(北風好天時)

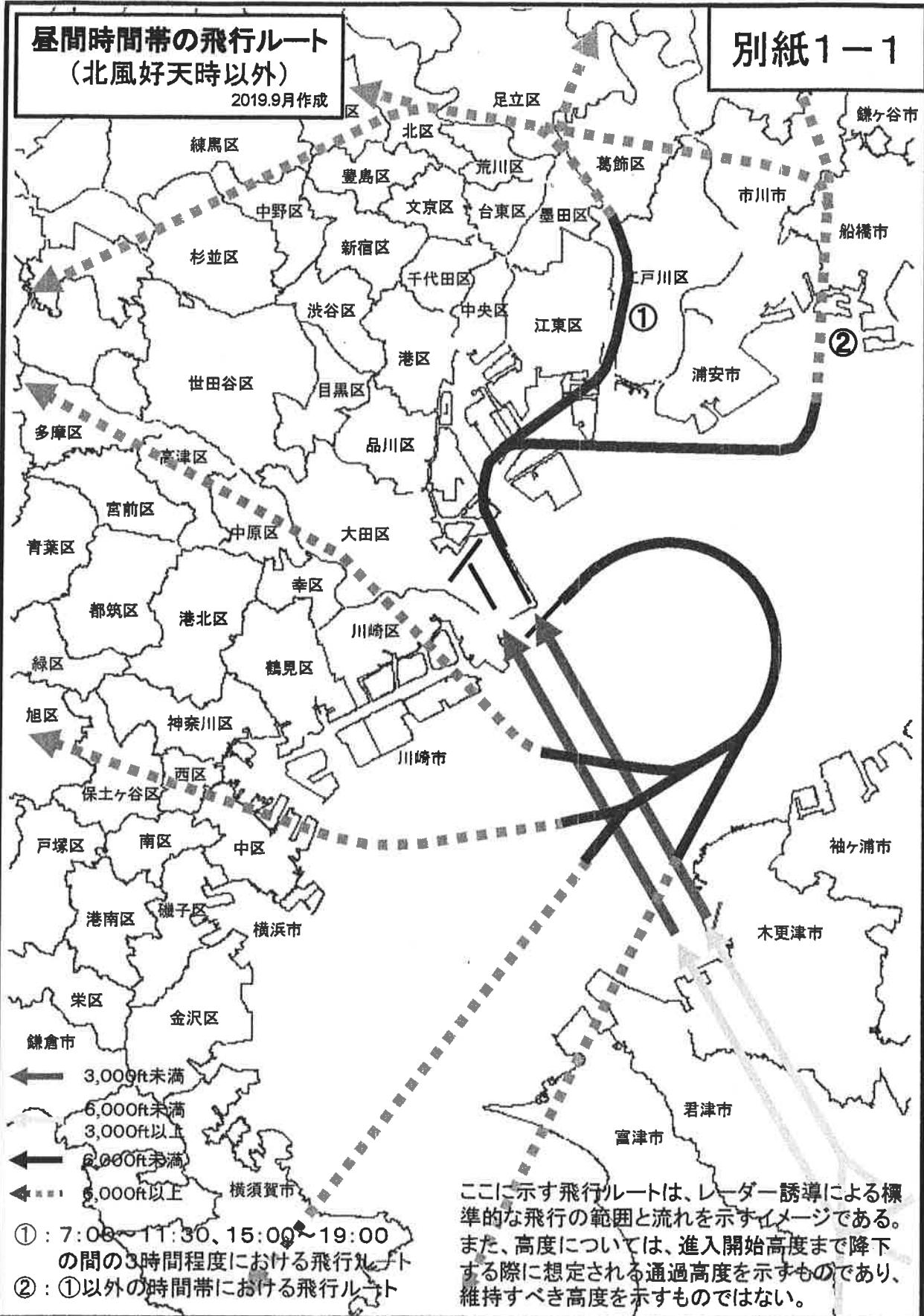
2019.9月作成

別紙1-1



昼間時間帯の飛行ルート
(北風好天時以外)
2019.9月作成

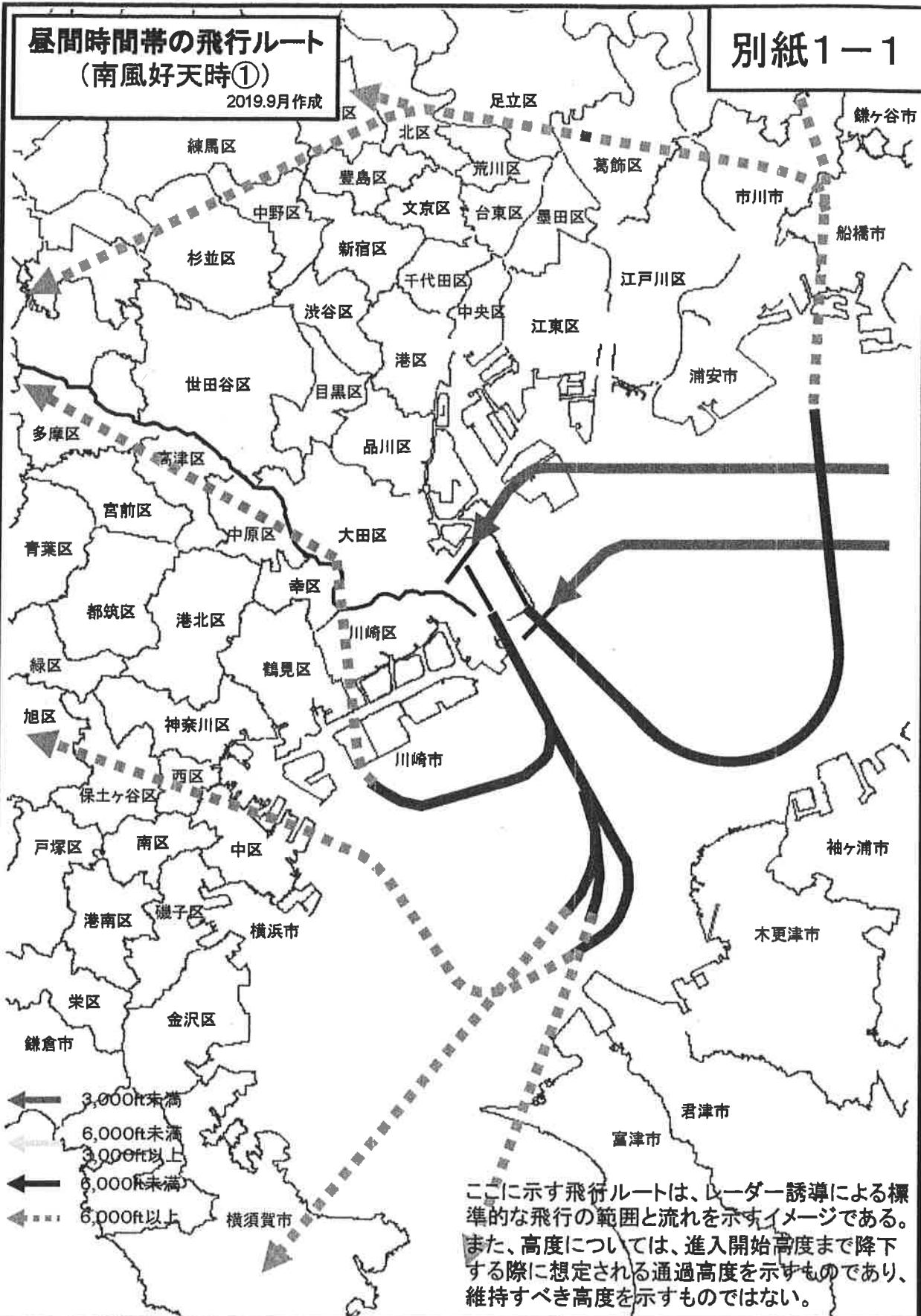
別紙1-1



**昼間時間帯の飛行ルート
(南風好天時①)**

2019.9月作成

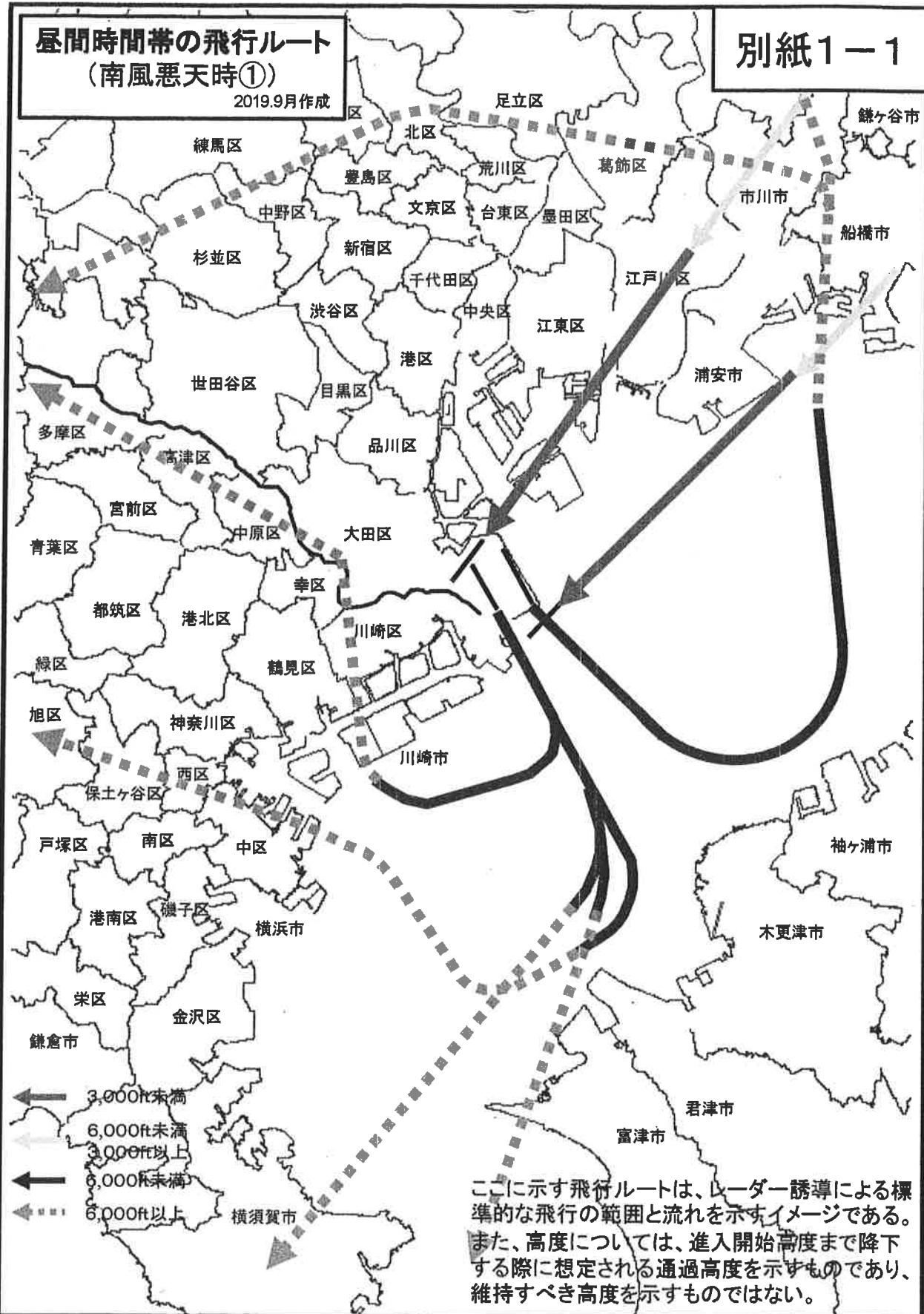
別紙1-1



**昼間時間帯の飛行ルート
(南風悪天時①)**

2019.9月作成

別紙1-1

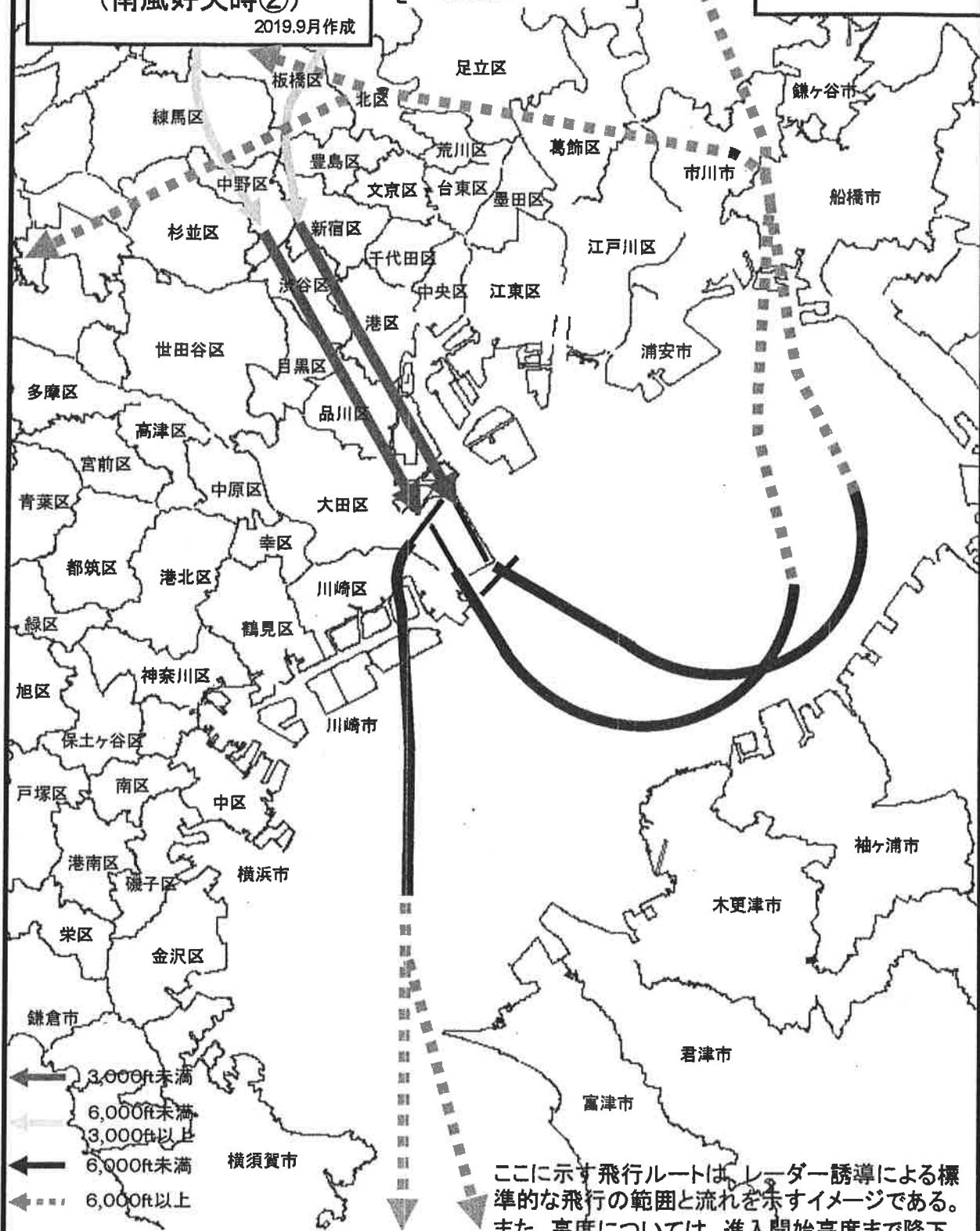


**昼間時間帯の飛行ルート
(南風好天時②)**

2019.9月作成

[15:00～19:00の間の
3時間程度]

別紙1-1



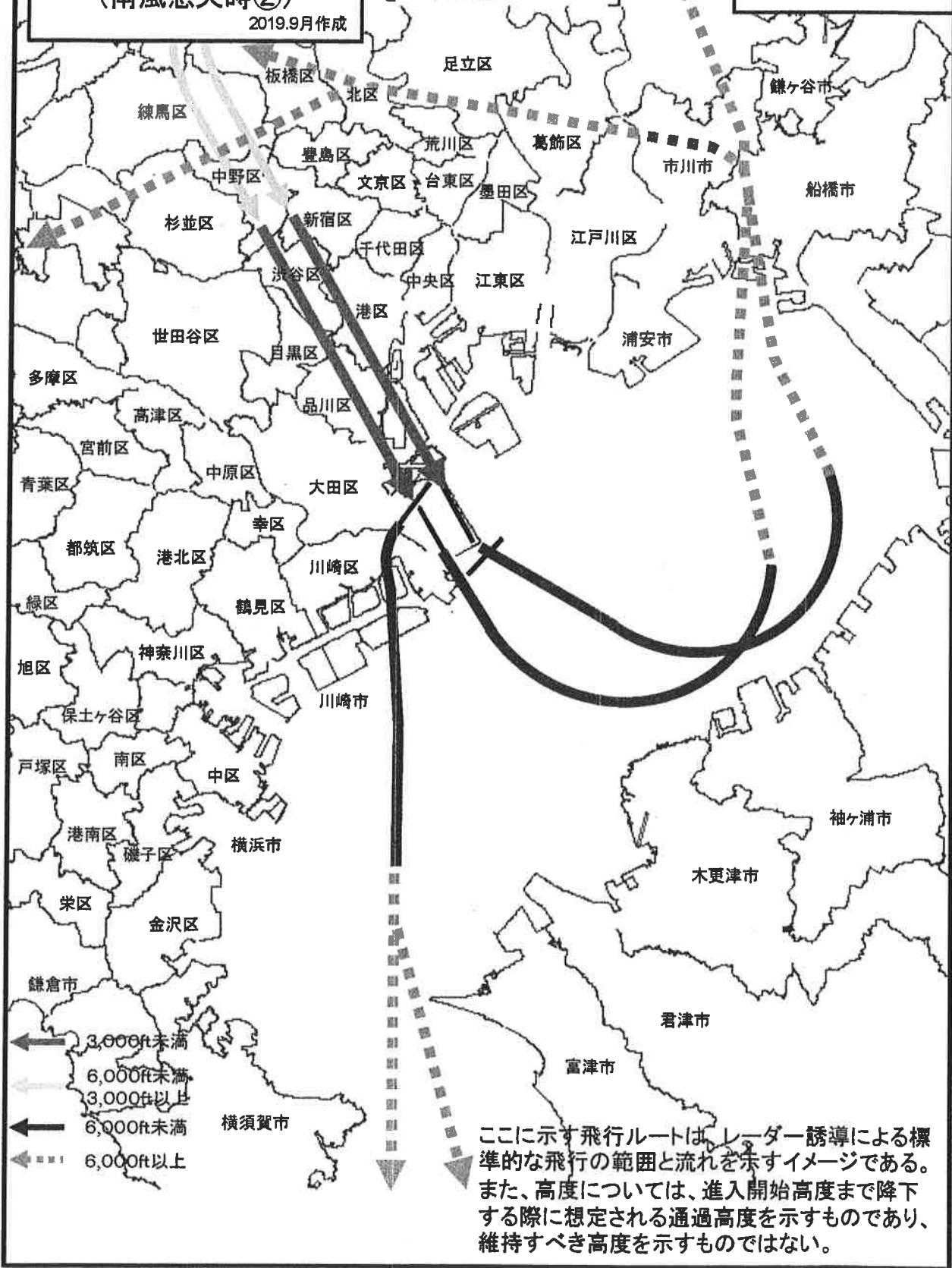
ここに示す飛行ルートは、レーダー誘導による標準的な飛行の範囲と流れを示すイメージである。また、高度については、進入開始高度まで降下する際に想定される通過高度を示すものであり、維持すべき高度を示すものではない。

**昼間時間帯の飛行ルート
(南風悪天時②)**

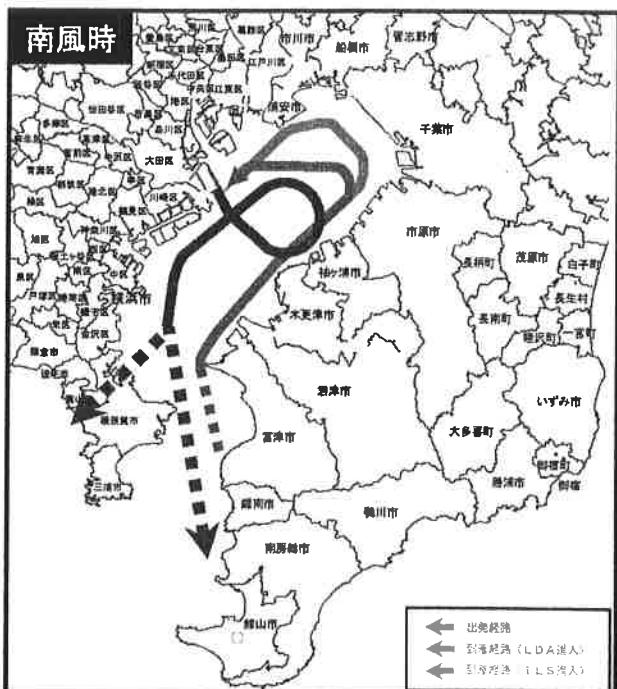
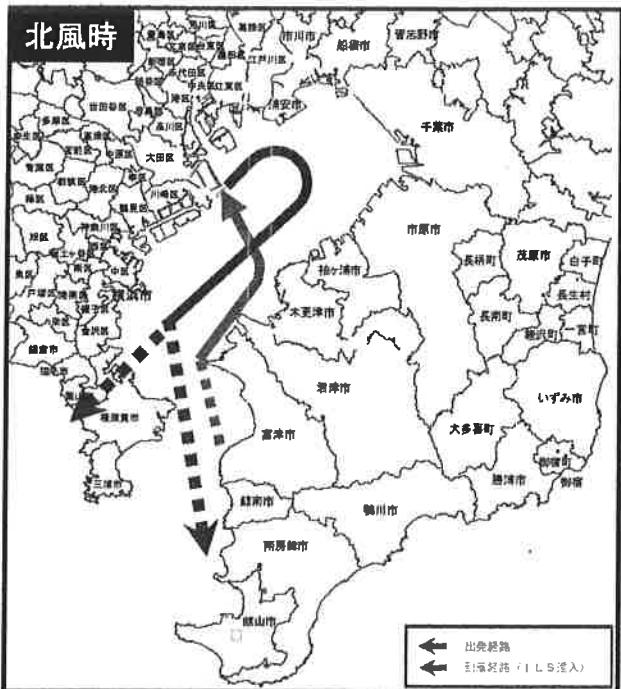
2019.9月作成

15:00～19:00の間の
3時間程度

別紙1-1



深夜早朝の飛行経路 (2019.9月作成)



※ここに示す飛行ルートは、レーダー誘導による標準的な飛行の範囲と流れを示すイメージである。

※到着経路について、富津岬まではレーダー誘導による面的運用を行う。
当該面的運用に伴って陸域上空を通過する場合でも6,000ft以上を確保する。

機能強化後の東京国際空港における滑走路使用方法について

1. 昼間時間帯 (6時台～22時台)

ア 北風運用時

- (1) 原則として、A、C滑走路の南側から着陸（着陸復行は、A：左方向、C：右方向）して、C滑走路の北側又はD滑走路の東側へ離陸する。
- (2) 以下の場合にはB滑走路の東側への離陸を行うことがある。
 - a. 公用機、プレス機、ゼネアビ機又は小型民航機が離陸する場合
 - b. CもしくはD滑走路の閉鎖時、又は、強い北東風（概ね20ノット以上）によりC滑走路からの離陸が困難な場合

イ 南風運用時 (15時台～18時台の間の3時間程度以外)

- (1) 原則として、B、D各滑走路の東側から着陸（着陸復行は、B：右方向、D：左方向）して、A、C各滑走路の南側へ離陸する。
- (2) 滑走路閉鎖又は強い南東風の発生により、B及びD滑走路への着陸が困難な状況においては、C滑走路の北側から着陸（着陸復行は南方向）する場合がある。

ウ 南風運用時 (15時台～18時台の間の3時間程度)

- (1) 原則として、A、C各滑走路の北側から着陸（着陸復行は、A：南方向、C：南東方向）して、A、C各滑走路の南側、B滑走路の南西側へ離陸する。
- (2) 長時間の滑走路閉鎖又は強い南西風の発生等により、A及びC滑走路への着陸が困難な状況においては、上記イの運用に切り替える場合がある。
- (3) B滑走路を南西側に離陸する場合については、以下の制限を設ける。
 - a. 概ね6,000kmを超える路線については認めない。ただし、低騒音機材を使用する場合はこの限りでない。
 - b. 主発動機が4発以上の航空機の使用を制限する。ただし、捜索救難に関わる機及びVIP機を除く。
 - c. その他、騒音軽減に資する運航上の制限を設けるものとする。

2. 深夜・早朝時間帯 (23時台～5時台)

ア 北風運用時

- (1) 原則として、C滑走路の南側から着陸（着陸復行は右方向）して、D滑走路の東側へ離陸する。
- (2) D滑走路での運航に制限（荷重制限や滑走路長）がかかる国際線は、C滑走路の北側へ離陸する。この場合、滑走路の南端から3,000mを使用して離陸する。

- (3) 滑走路閉鎖により C 滑走路が使用できない場合、A 滑走路の南側から着陸（着陸復行は右方向）する。
- (4) 滑走路閉鎖により D 滑走路が使用できない場合、C 滑走路の北側へ離陸する。
この場合、(2) 以外は滑走路の南端から 2,500m を使用して離陸する。
ただし、強い北東風（概ね 20 ノット以上）により C 滑走路の北側へ離陸する
ことが困難な場合には、B 滑走路の東側へ離陸する。

イ 南風運用時

- (1) 原則として、D 滑走路の東側から着陸（着陸復行は左方向）して、C 滑走路の南側へ離陸する。
- (2) 滑走路閉鎖により C 滑走路が使用できない場合、A 滑走路の南側へ離陸する。
- (3) 滑走路閉鎖により D 滑走路が使用できない場合、C 滑走路の北側から着陸（着陸復行は南方向）する。ただし、強い南西風により C 滑走路の北側から着陸する
ことが困難な場合には、B 滑走路の東側から着陸（着陸復行は左方向）する。

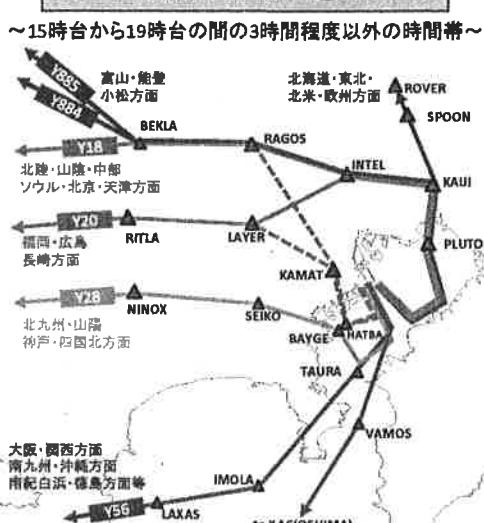
なお、上記 1. 及び 2. において、緊急機の発生、台風その他突発的な事象により対応が困難な場合はこの限りでない。

羽田空港機能強化後の方別滑走路運用(出発機)

北風運用時



南風運用時①



南風運用時②



北陸・山陰・中部・ソウル・北京・天津・福岡・広島・長崎方面便

ダイヤ設定における南北方面別の機数を考慮して、ダイヤ設定毎に離陸滑走路について、いずれかの滑走路を選択する。

- ・ 北風運用時 : C滑走路(RWY34R)又はD滑走路(RWY05)
- ・ 南風運用時① : A滑走路(RWY16R)又はC滑走路(RWY16L)
- ・ 南風運用時② : A滑走路(RWY16R)、C滑走路(RWY16L)又はB滑走路(RWY22)

令和2年1月17日
航空局首都圏空港課
空港業務課

羽田空港の新飛行経路の実機飛行による確認を行います

羽田空港の新飛行経路の運用開始に向け、1月30日から3月11日の期間内に、北風・南風それぞれ7日間程度において実機飛行による確認を行います。

実機飛行による確認に併せて、新たに18箇所において航空機の騒音測定を行い、結果をホームページで公表します。

2020年3月29日からの羽田空港の新飛行経路の運用開始・国際線の増便に向け、1月30日から3月11日の期間内に、北風・南風それぞれ7日間程度において、管制官が新飛行経路の運用の手順等を確認するほか、新たに設置した航空機騒音測定局の調整を行うための実機飛行による確認（実際の航空機による新飛行経路についての確認）を行うこととしています。

実機飛行による確認に併せて、新飛行経路の運用に伴う騒音影響の実態を把握するとともに、情報提供を行うため、新たに航空機騒音測定局を設置する18箇所において、調整中の騒音測定局とは別に臨時で航空機の騒音測定を行います。測定結果については、測定日の翌営業日に速報結果、測定日の概ね3日後に詳細な測定結果をホームページで公表します。

※測定地点の詳細や測定結果の公表先等については別紙をご覧ください。

<お問い合わせ>

【実機飛行確認について】

国土交通省航空局首都圏空港課

東京国際空港環境企画調整室 曽我・楠田（内線：49304・49415）

電話：03-5253-8111（代表）03-5253-8716（直通）FAX：03-5253-1658

【航空機騒音測定局・航空機の騒音測定について】

国土交通省航空局空港業務課

騒音防止技術室 寺坂・湯浦（内線：49432・49434）

電話：03-5253-8111（代表）03-5253-8724（直通）FAX：03-5253-1658

別紙)実機飛行確認時の騒音測定等について

騒音影響の実態把握や情報提供を行うため、新たに航空機騒音測定局を設置する18箇所において、実際に飛行する航空機の騒音測定を行い、その結果をホームページで公表いたします。

◎航空機騒音測定局の設置について

- 新飛行経路の運用に伴い、右図の場所に航空機騒音測定局を新たに18箇所（増設16箇所、移設2箇所）に設置します。
- これにより、3月29日以降は羽田空港を離着陸する航空機の騒音は既設の測定局を含めて32箇所で測定することとなります。
- 航空機騒音測定局では騒音の状況を測定し、その結果をホームページで公表します。

◎新飛行経路運用開始後の測定結果の公表

▶ <https://www.ntrack.mlit.go.jp/> (3月29日より公開予定)

◎実機飛行確認時の騒音測定について

- 実機飛行確認の際には新たに航空機騒音測定局を設置する右図の場所において騒音の状況を測定し、その結果を公表します。
- 実機飛行確認を実施した翌営業日には速報として各地点で測定された最大の騒音レベルを公表します。
- 測定データから航空機以外（自動車等）の騒音を除外する等の処理を行った上で、更に詳細な情報の提供も予定しています。

◎実機飛行確認時の結果の公表

▶ 東京航空局HPの「騒音対策について」ページで公表します。
https://www.cab.mlit.go.jp/tcab/img/duties/pdf_wecpn/kakunin.pdf

